

令和6年度大阪府立中学校入学者選抜を受験する皆さんへ

大阪府教育委員会

大阪府立中学校（咲くやこの花中学校、水都国際中学校、富田林中学校）では、令和6年度選抜より、オンライン出願システムを導入します。出願にあたっては、在籍する小学校等の校長先生から、出願締切日時までに、出願を承認してもらう必要があります。

府立中学校の受験を希望する場合は、以下の内容をよく読み、在籍する小学校等の先生と相談しながら、出願をしてください。

なお、オンライン出願システムに係る志願者等のマニュアルは、12月18日（月）より、府教育庁のウェブページに掲載します。

1 志願者は、**12月中（終業式まで）**に、在籍する小学校等の先生に、府立中学校を受験する意思があることを伝えてください。

2 志願者は、**12月中**に、在籍する小学校等から、オンライン出願システムを利用するための「マイページ案内」を受け取ってください。

マイページ案内には、オンライン出願システムにログインするための URL・ID・パスワードが記載されています。

※ID・パスワード等の発行は、12月18日（月）以降になります。



3 志願者は、**在籍する小学校等が指定する期限まで**に、オンライン出願システムで、志願者情報の登録、入学検定料の納付、出願情報の登録を行ってください。

志願者が出願データを登録した後、小学校等の先生が登録内容を確認するための時間が必要です。事前に必ず、小学校等の先生に、オンライン出願システムへの登録締切日時を確認してください。

4 志願者は、在籍する小学校等に登録作業が完了したことを伝え、**出願締切日時まで**に在籍する小学校等の校長から承認を得てください。

出願締切日時を過ぎると、出願はできません。出願情報等の登録完了後は、必ず、小学校等の先生にその旨を伝えてください。

【重要!】

オンライン出願システムでは、出願情報等の入力後、在籍する小学校長が承認手続きを行わなければ出願したことになりません。

志願者による出願登録は余裕をもって行い、必ず、期限までに在籍する小学校長の承認を得てください。また、志願者の登録締切日時については、事前に在籍する小学校長に確認してください。

出願及び入学の手続きの概要

令和5年

12月

小学校への連絡

- ・ 志願者は、府立中学校を受験する意思があることを小学校の先生に連絡
- ・ オンライン出願システムを利用するための「マイページ案内」を受領（12月18日（月）以降）

令和6年

1月

出願手続き

- (1) 志願者による出願登録〔「マイページ案内」の受領後～令和6年1月11日（木）午後2時※〕
※入学検定料の納付は「マイページ案内」の受領後～令和6年1月11日（木）正午

志願者

- (a) 志願者情報等の入力
- (b) 入学検定料の納付
- (c) 特別事情のある志願者の承認書等の登録

- (2) 小学校長による承認
〔令和6年1月11日（木）午後2時まで〕

小学校長

- (a) 志願者情報等及び入学検定料の納付の確認
- (b) 特別事情のある志願者の対応

- (3) 中学校長の出願受理

オンライン出願システム

※オンライン出願システムでは、志願者情報等の入力後、在籍する小学校長が承認手続きを行わなければ出願したことになりません。志願者による出願登録は余裕をもって行い、必ず、期限までに在籍する小学校長の承認を得てください。また、志願者の入力締切日時については、事前に在籍する小学校長に確認してください。

受験票の交付〔令和6年1月15日（月）午後2時まで〕

- (1) 受験票の交付 オンライン出願システムより交付
- (2) 受験票の印刷 交付された受験票を印刷（A4判）し、適性検査等の実施日に持参

オンライン出願システム

適性検査等〔令和6年1月20日（土）午前8時30分集合〕

合格者の発表〔令和6年1月28日（日）午前10時〕

合格者の発表時にオンライン出願システムにおいて適性検査及び作文の得点開示を行う

オンライン出願システム

合格者の手続き〔令和6年1月28日（日）午前10時～午後2時又は1月29日（月）午後1時～午後2時〕

- (a) 入学確約書（様式2）又は入学辞退届（様式3）の提出
- (b) 入学許可書（様式4）の受領

合格者は指定の期日までに、入学者選抜実施要綱に記載の入学確約書又は入学辞退届を提出してください。

様式は、入学者選抜実施要綱から複写またはウェブページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/gakuji-g3/r06_jisshiyoko.html）

からダウンロードしてください。

〔入学辞退者が生じた場合 繰上順位に従い、入学意思を確認
1月30日（火）午後1時～午後4時（予備日）1月31日（水）午後1時～午後2時〕

就学先変更の手続き

保護者は居住する市町村教育委員会の定めるところにより、受領した入学許可書を添えて、速やかに就学先変更の手続きを行う。